

令和8年1月6日 松浦

～空き家等の有効活用や適切な管理確保など予防的施策を推進～

23区初! 空き家等管理活用支援法人を指定

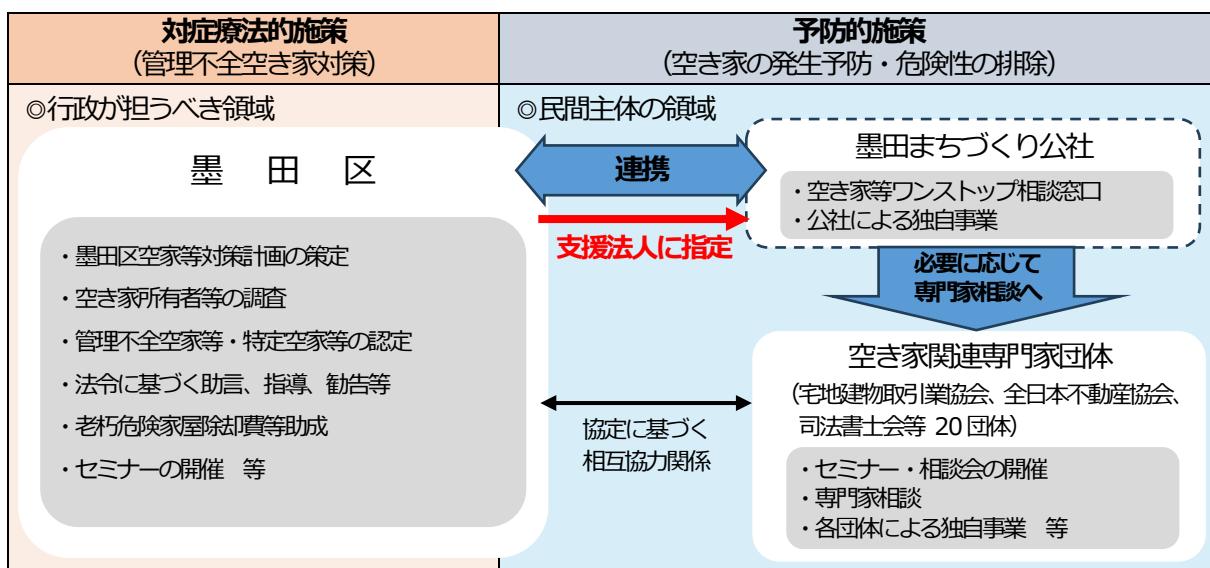
昨今、人口減少や高齢化の進行により、適切に管理されない空き家が全国的に増加し、防災・防犯上の危険、景観の悪化、地域コミュニティの衰退など様々な問題を引き起こしています。それらの問題の原因は、所有者が空き家の活用や管理の方法、除却に係る情報を容易に入手し、相談できる環境が不足していることと言われています。

そこで区は23区で初めて、空き家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項に規定される「空き家等管理活用支援法人（以下、「支援法人」といいます。）」として、「一般財団法人 墨田まちづくり公社」を指定しました。

支援法人の指定により、これまで重点的に取り組んできた、「老朽化」や「管理不全化」した空き家への「対症療法的な施策」だけでなく、「新たな空き家の発生予防」や「危険性の排除」、さらには空き家の利活用等の「予防的な施策」についても注力することができます。

また、まちづくり公社との連携により、建築や不動産、法律などの専門家団体、関係機関等との連携・協働体制を強化することができ、それによって、区のみでは実施が難しいジャンルの事業についても補完できるため、より強力な空き家対策に取り組むことが可能となります。

《参考》事業イメージ



《概要》支援法人の指定について

指定する法人：一般財団法人 墨田まちづくり公社

所在地：墨田区東向島2-36-10

指定日：令和8年1月5日（月）

《参考》空家等管理活用支援法人（支援法人）制度とは

令和5年12月に改正施行された空家法において、新たに創設された制度です。この制度は、市区町村長が、空き家の管理や活用に取り組む民間法人を「支援法人」として指定することにより、当該法人が公的な立場から活動しやすい環境を整備し、空き家対策に取り組む市区町村の補完的な役割を担うことを目的としています。

《URL》空家等管理活用支援法人の指定について

https://www.city.sumida.lg.jp/anzen_anshin/kurasinoanzen_ansin/akiya-taisaku/sienhoujinsitei.html

《問合せ》都市計画部危機管理担当 安全支援課 TEL 03-5608-6520

※ お問い合わせは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当 TEL 03-5608-6220）